

社会保障審議会 介護給付費分科会長

田 中 滋 殿

2017 年 11 月 15 日  
一般社団法人 日本経済団体連合会  
常務理事 井 上 隆

大変恐縮ながら、所用により参加できませんので、本日の議題につきまして、下記のとおり意見を提出いたします。

### 記

#### 【総論】

これまでの議論で示された、論点および対応案では、給付の充実（評価の新設や要件の緩和等）の観点が多く、制度の持続可能性の維持に不可欠な適正化の観点が不十分であると感じられる。

今後の検討に当たっては、個別項目の見直しによる給付費・保険料への影響を十分考慮した上で、適正化・重点化・効率化を一層推進し、メリハリのある報酬体系とするべく議論を進めていただきたい。

#### 【介護老人福祉施設の報酬・基準について】

##### ○自立支援・重度化防止に資する介護の推進について

外部のリハビリ専門職との連携による機能訓練のマネジメントを評価する場合、当面は、従来の専従の配置による現行の加算の報酬と差別化し、効果を評価するプロセスが必要と考える。

##### ○小規模介護福祉施設及び旧措置入所者介護福祉施設の基本報酬見直し

報酬体系の簡素化や報酬の均衡の観点から、速やかに通常の介護福祉施設の基本報酬に統合していくべきである。

#### 【特定施設入居者生活介護】

##### ○入居者の医療ニーズへの対応について

医療機関を退院した者の受け入れについて仮に評価を新設する場合、医療機関との連携や調整等の内容について具体的な要件を設定する必要があるのではないか。

### 【短期入所生活介護】

#### ○外部の通所リハ事業所等のリハビリ専門職との連携による機能訓練の推進について

機能訓練のマネジメントについては、当該事業所に専従する専門職によって行われるケースと、外部の専門職との連携によって行われるケースで効果の違いを把握する必要がある。外部のリハビリ専門職との連携による機能訓練のマネジメントを評価する場合、当面は、従来の専従の配置による現行の機能訓練関連加算の報酬と差別化すべき。

この点、認知症対応型通所介護についても同様の対応を行うべきである。

#### ○多床室の基本報酬の適正化について

従来型個室の基本報酬と統一し、適正化すべき。

### 【認知症対応型共同生活介護】

#### ○サービス提供時間区分の見直し

サービス提供実態を適切に評価する観点から、基本報酬のサービス提供時間区分を1時間ごととする方向に賛同する。本見直しは、サービスの向上とは直接関係がないため、少なくとも給付が増加しない方向で時間区分あたりの報酬を設定すべき。

#### ○現在加算が設けられていないサービスへの認知症関連加算の創設

どのサービスにおいても、認知症の方に適切なサービスを提供するとの考え方は理解するが、関連する加算の点数設定については、加算の対象範囲拡大による利用者負担や保険財政への影響を踏まえつつ、検討するべきと考える。

以 上